2027 年度 東洋大学附属牛久中学校・高等学校 教員募集要項

【募集内容】

1．採用する教員の身分・勤務地

身　分　　**特別専任教諭**

勤務地　　茨城県牛久市柏田町 1360-2　東洋大学附属牛久中学校・高等学校

2．募集教科と採用人数

国語科	若干名
数学科	若干名
理科（物理・化学）	若干名
保健体育科	若干名
外国語科（英語）	若干名

※授業（週 16 時間／1 コマ＝50 分）のほか、生徒指導及びクラブ活動（任意制）等の特別教育活動に関する業務も担当していただきます。

3．採用予定日

2027 年 4 月 1 日

4．受験資格

出願教科の中学校及び高等学校教諭免許状を有する者 または 2027 年 3 月 31 日までに取得見込の者

5．出願書類

①履歴書（写真貼付）　1 通

②最終出身校の卒業（修了）証明書 または 卒業（修了）見込証明書　1 通

（大学院の方は、学部の卒業証明書も提出）

③最終出身校の成績証明書　1 通

（大学院の方は、学部の成績証明書も提出）

④中学校及び高等学校教諭免許状の写し または 教員免許状取得見込証明書　1 通

（教員免許の更新を行っている場合は、更新講習修了確認証明書の写しも提出）

※証明書については、発行日から 3 ヶ月以内のものとする。

※履歴書内に応募教科名を必ず明記すること。

6．出願方法・出願締切

出願書類は、**2026 年 11 月 20 日（金）** までに以下に郵送すること（締切日必着）。

※封筒おもてに＜特別専任教諭応募書類在中＞と朱書きすること。

【宛先】

〒300-1211　茨城県牛久市柏田町 1360-2

東洋大学附属牛久中学校・高等学校　校 長　金澤 利明　宛

7．勤務条件等（2026 年度実績）

待　遇	基 本 給	月額 250,000 円（ライフプラン手当を含む）
	昇　給	無
	賞　与	年 2 回

退 職 金　　無
その他の手当　　固定超過勤務手当（20 時間相当分）、通勤手当、超過授業手当、講習手当、入試手当、特殊業務手当 等

勤 務 日　　月曜日 ～ 土曜日
※週休 2 日制（日曜日のほか、月～土曜日のいずれか 1 日を週休日とする）

勤務時間　　8：20 ～ 17：20

雇用期間　　単年度契約。
本学が必要とする場合で、勤務成績が良好であり、かつ心身が健康である場合は、契約を更新する場合がある。ただし、更新回数は原則 2 回を限度とする。
※採用日より以前に本法人と雇用契約がある場合は、契約更新期間が短くなる場合があります。

そ の 他　　社会保険の適用　　有
雇用保険の適用　　有
労働者災害補償保険の適用　　有

8．試験日程等

一次選考　　書類選考
※書類選考は随時行い、書類選考合格者に二次選考に関するご連絡をいたします。

二次選考　　面接試験
日　　時　　随時実施
会　　場　　東洋大学附属牛久中学校・高等学校

9．問合せ先

東洋大学附属牛久中学校・高等学校 事務室
担　　当　　越渡（こえど）・上杉
電　　話　　029-872-0350
受付時間　　平日　9：00 ～ 16：00

10．個人情報の保護について

◇提出いただいた書類（履歴書、卒業証明書、成績証明書等）から知り得た個人情報については、本校教員採用選考における業務（名簿作成ほか）及びそれに付随する業務を行うために使用します。
◇履歴書等お送りいただいた書類は、教員採用選考終了後に本校の責任において処分させていただきます。

11．特記事項

◇本校は、2026 年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づく対象事業者です。
◇本校では、こども性暴力防止法に基づき特定性犯罪事実がないこと（特定性犯罪事実該当者でないこと）を採用条件の一つとします。
◇生徒と接する業務に従事いただくにあたり、採用内定後（または選考過程において）、こども性暴力防止法に基づきこども家庭庁に対する特定性犯罪事実の有無の確認手続きを実施します。また、採用手続き時に、特定性犯罪前科がないことの「誓約書」をご提出いただきます。
◇提出書類（履歴書、誓約書等）の記載事項や申告に虚偽があった場合または特定性犯罪事実が確認された場合は、採用内定の取消しまたは採用後の就業制限・解雇等の措置をとることがあります。

※「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容は以下を参照。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

以　上